

## 議案第9号

### 阿見町介護保険条例の一部改正について

阿見町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

阿見町長 千葉 繁

### 阿見町介護保険条例の一部を改正する条例

阿見町介護保険条例(平成12年阿見町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項第1号中「32,100円」を「30,500円」に改め、同項第2号中「48,100円」を「46,000円」に改め、同項第3号中「48,100円」を「46,300円」に改め、同項第4号中「57,700円」を「60,400円」に改め、同項第5号中「64,200円」を「67,200円」に改め、同項第6号中「77,000円」を「80,600円」に改め、同項第7号中「83,400円」を「87,300円」に改め、同項第8号中「96,300円」を「100,800円」に改め、同項第9号中「109,100円」を「114,200円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 令第38号第1項第10号に掲げる者 127,600円
- (11) 令第38号第1項第11号に掲げる者 141,100円
- (12) 令第38号第1項第12号に掲げる者 154,500円
- (13) 令第38号第1項第13号に掲げる者 161,200円

第4条第2項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「19,200円」を「19,100円」に改め、同条第3項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「32,100円」を「32,500円」に改め、同条第4項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「44,900円」を「46,000円」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の阿見町介護保険条例第4条の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

阿見町介護保険条例新旧対照表

| 現行   | 改正後   | 備考 |
|--|---|----|
| <p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>32,100円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>48,100円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>48,100円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>57,700円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>64,200円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>77,000円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>83,400円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>96,300円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>109,100円</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、<u>19,200円</u>とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、<u>32,100円</u>とする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、<u>44,900円</u>とする。</p> | <p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>30,500円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>46,000円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>46,300円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>60,400円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>67,200円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>80,600円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>87,300円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>100,800円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>114,200円</u></p> <p><u>(10) 令第38号第1項第10号に掲げる者 127,600円</u></p> <p><u>(11) 令第38号第1項第11号に掲げる者 141,100円</u></p> <p><u>(12) 令第38号第1項第12号に掲げる者 154,500円</u></p> <p><u>(13) 令第38号第1項第13号に掲げる者 161,200円</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、<u>19,100円</u>とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、<u>32,500円</u>とする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、<u>46,000円</u>とする。</p> |    |

議案第9号 説明資料

【条例改正の概要】

介護保険法第117条第1項の規定により、3年を1期とする介護保険事業計画を定めるため、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「阿見町長寿福祉計画・第9期介護保険事業計画」の策定に伴い、計画期間中の介護保険サービス費用を見込んだところ、介護保険料率を改定する必要性が生じたため、阿見町介護保険条例を一部改正するもの。

【条例改正の内容】

- ①国における基準所得金額の変更により、低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、所得段階の設定を9段階から13段階に改める。
- ②令和6年度から令和8年度における保険料率及び減額賦課に係る保険料率を、所得段階区分に応じ以下のとおり改める。
- ③経過措置として改正後の条例第4条の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、従前の例によるものとする。

| 区分   | 年額保険料（円）         |                  |
|------|------------------|------------------|
|      | 現行               | 改正後              |
| 第1号  | 32,100円（19,200円） | 30,500円（19,100円） |
| 第2号  | 48,100円（32,100円） | 46,000円（32,500円） |
| 第3号  | 48,100円（44,900円） | 46,300円（46,000円） |
| 第4号  | 57,700円          | 60,400円          |
| 第5号  | 64,200円          | 67,200円          |
| 第6号  | 77,000円          | 80,600円          |
| 第7号  | 83,400円          | 87,300円          |
| 第8号  | 96,300円          | 100,800円         |
| 第9号  | 109,100円         | 114,200円         |
| 第10号 | —                | 127,600円         |
| 第11号 | —                | 141,100円         |
| 第12号 | —                | 154,500円         |
| 第13号 | —                | 161,200円         |

※（ ）内は減額賦課後の年額保険料

【第9期介護保険事業計画期間（令和6年度～令和8年度）の保険料】

\*（ ）内の負担割合は、国の保険料軽減対策を勘案した割合

| 所得段階  | 対象者  |  | 保険料基準額に対する割合          | 年額保険料                |
|-------|--|--|-----------------------|----------------------|
| 第1段階  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給中の人</li> <li>・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人</li> <li>・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人</li> </ul> |  | 基準額×0.455<br>(※0.285) | 30,500円<br>(19,100円) |
| 第2段階  | 世帯全員が住民税非課税  | 本人の前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人 | 基準額×0.685<br>(※0.485) | 46,000円<br>(32,500円) |
| 第3段階  |  | 第1段階、第2段階に該当しない人                       | 基準額×0.69<br>(※0.685)  | 46,300円<br>(46,000円) |
| 第4段階  | 世帯の誰かが住民税課税だが、本人は住民税非課税  | 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人       | 基準額×0.90              | 60,400円              |
| 第5段階  |  | 第4段階に該当しない人                            | (阿見町の基準額)<br>基準額×1.00 | 67,200円              |
| 第6段階  | 本人が住民税課税   | 本人の前年の合計所得金額が120万円未満の人                 | 基準額×1.20              | 80,600円              |
| 第7段階  |  | 本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人          | 基準額×1.30              | 87,300円              |
| 第8段階  |  | 本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人          | 基準額×1.50              | 100,800円             |
| 第9段階  |  | 本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人          | 基準額×1.70              | 114,200円             |
| 第10段階 |  | 本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人          | 基準額×1.90              | 127,600円             |
| 第11段階 |  | 本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人          | 基準額×2.10              | 141,100円             |
| 第12段階 |  | 本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人          | 基準額×2.30              | 154,500円             |
| 第13段階 |  | 本人の前年の合計所得金額が720万円以上の人                 | 基準額×2.40              | 161,200円             |